

妊娠・出産



妊娠・出産時の手続きチェック表



◆妊娠がわかったら

内 容	説明ページ
<input type="checkbox"/> 「妊娠届」を提出し「母子健康手帳」と「母子健康手帳別冊」を受け取りましょう。	4ページ
<input type="checkbox"/> 「妊婦健康診査」を妊娠月数に合わせて受診しましょう。	4ページ
<input type="checkbox"/> 「妊婦歯科健康診査」を受診しましょう。	5ページ

◆お子さんが生まれたら

内 容	説明ページ
<input type="checkbox"/> 「出生届」を提出しましょう。 (生まれた日を含めて14日以内です)	5ページ
<input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査の健診・相談票を受け取りましょう。 ●出生届の際にご案内します。	6ページ
<input type="checkbox"/> 「児童手当」「子ども医療費」の手続きをしましょう。 ●出生届の際にご案内します。	7ページ
<input type="checkbox"/> お子さんの健康保険証を作りましょう。 ●お勤めの方は勤務先で、国民健康保険の方は健康推進課で手続きをします。	
<input type="checkbox"/> 「出産育児一時金」の手続きをしましょう。 ●お勤めの方は勤務先で、国民健康保険の方は健康推進課で手続きをします。	5ページ
<input type="checkbox"/> 「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けましょう。	5ページ
<input type="checkbox"/> 「産婦健康診査」を受診しましょう。	5ページ
<input type="checkbox"/> 「乳幼児健康診査」を受診しましょう。	6ページ



妊娠届の提出と母子健康手帳の交付



日 時 第1～第4月曜日 9:00～10:30
(月曜日が祝日の場合は火曜日)

場 所 大河原町保健センター

内 容

- 母子保健記録（妊婦さんの健康状態や食事内容など）を記入後、保健師・栄養士と面接相談を行います。
- 母子健康手帳、母子健康手帳別冊（妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健診査受診券、乳児一般健康診査票）を交付します。
- 妊娠、出産、育児の情報提供や、妊娠中の健康管理、食生活等の相談を行います。
- 混雑状況にもよりますが、30分程度かかります。時間に余裕を持つてお越しください。

※指定の日程以外を希望する場合はご連絡ください。

※本人以外の方が届け出される場合は委任状と委任された方の本人確認ができる書類が必要です。詳細はお問い合わせください。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623



妊婦健康診査



母子健康手帳別冊の健診助成券（14回分）を利用して県内の医療機関で受診してください。費用の一部が助成されます。

県外の医療機関の場合は、全額自己負担で受けていただき領収書を受け取り、産後6か月以内に申請してください。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623



妊婦健康相談



妊娠のこと、育児のことで相談したいことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623

妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回、受診券を利用して歯科健康診査が受診できます。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623

出生届

子どもが生まれた日から14日以内に「出生届（出生証明書付き）」を提出してください。

住所地・本籍地・出生地の市区町村で受付しています。大河原町に届け出る場合は役場庁舎町民生活課窓口にお越しください。

問 町民生活課 ☎0224-53-2114

出産育児一時金

出産による経済的負担を軽減し、安心して子どもを産むことができるよう設けられた制度です。

国民健康保険の方は健康推進課保険給付係で申請してください。お勤めの方は勤務先の健康保険担当部署にお問い合わせください。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623

こんにちは赤ちゃん訪問

出産後約28日までに町の担当保健師等が自宅を訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認したり、育児についての相談に応じます。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623

産婦健康診査

出産から2週間後と1か月後に母子健康手帳別冊の助成券を利用して県内の医療機関で受診してください。

県外の医療機関の場合は全額自己負担で受けていただき、領収書を受け取り、産後6か月以内に申請してください。

問 健康推進課 ☎0224-51-8623



乳幼児健康診査と相談



お子さんが元気に成長されているかの確認、お母さんの育児のご相談に応じます。健診費用は無料です。

種類	内容	実施場所
2か月児 健康診査	「母子健康手帳別冊」の無料券を利用して医療機関を予約し受診してください。	医療機関
4か月児 健康診査	小児科診察、身体計測、育児相談。	保健センター
もぐもぐ教室 (5~6か月児健康相談)	身体計測、離乳食・歯科相談、親子遊び。	保健センター
8~9か月児 健康診査	「母子健康手帳別冊」の無料券を利用して医療機関を予約し受診してください。	医療機関
1歳お誕生相談	身体計測、食事・歯科・育児相談。	保健センター
1歳6か月児 健康診査	小児科診察、歯科診察、身体計測、食事・歯科・育児相談。	保健センター
1歳10か月児 相談	食事・歯科・育児相談。	保健センター
2歳児 歯科健康診査	歯科診察、育児相談。	保健センター
3歳6か月児 健康診査	小児科診察、歯科診察、身体計測、聴覚・視力・尿検査、食事・歯科・育児相談、心理相談。	保健センター
すくすく相談	妊娠婦、乳幼児の保護者のかたを対象とした子育てに関する相談。	保健センター



健康推進課 ☎0224-51-8623



児童手当



中学校修了までの児童を養育している方に対して支給します。出生日の翌日から15日以内に提出してください。

公務員の方は勤務先で手続きしてください。

問 子ども家庭課 ☎0224-53-2251



子ども医療費助成制度



0歳から18歳（高校3年生の年齢）までのお子さんへ医療費の助成を行っています。助成の対象となるのは保険診療による自己負担分（入院時食事療養費を除きます）。保険が適用されない分（健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代、選定療養費等）は助成されません。

大河原町では所得制限はありませんが所得の確認は必要となります。

問 子ども家庭課 ☎0224-53-2251



第3子以降のお子さんの出生 子育て応援出生祝い金 *



第3子以降のお子さんが生まれたご家庭への経済支援の一環として、子育て世帯を応援するため出生祝い金を支給します。

【お祝い金の額】 対象となるお子さん一人につき10万円

【受給資格者】

- 対象となるお子さんを出生する前から町内に住民登録しており、その後継続して6か月以上住民登録のある保護者等
- 申請時に町内に住民登録がある方で、かつ、
対象となるお子さんを養育または監護
している方

問 子ども家庭課
☎0224-53-2251

